原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け,昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号,昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号,昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号,昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号,昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号,平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号,平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号,平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号,平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号,平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号,平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号,平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号,平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号,平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号,平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号,平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号,平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号,平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号,平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号,平成 9 年 1 月 31 日付平成 09·01·09 資第 08 号,平成 9 年 4 月 7 日付平成 09·03·13 資第 30 号,平成 9 年 9 月 30 日付平成 09·07·22 資第 16 号,平成 10 年 10 月 29 日付平成

10.09.04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11.07.23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14 日付平成 11·11·05 資第 17 号, 平成 12 年 6 月 12 日付平成 12·05·19 資第 4 号, 平 成 13 年 1 月 5 日付平成 12 08 31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13 02 15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13 03 23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付 平成 13·09·11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13·12·06 原第 2 号, 平成 14 年 3月18日付平成14·02·22原第10号, 平成14年5月7日付平成14·03·28原第1号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14 06 05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14 07 12 原第9号, 平成14年9月27日付平成14·08·29原第12号, 平成14年10月30日付平 成 14·10·18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15·04·07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15 • 06 • 30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15 • 09 • 25 原第 4 号, 平 成 15 年 12 月 17 日付平成 15:11:17 原第 11 号, 平成 16 年 5 月 24 日付平成 15:12:24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16 05 28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付 平成 16 · 08 · 27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17 · 03 · 16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17 · 07 · 12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17 · 09 · 01 原第 7 号, 平 成 17 年 12 月 20 日付平成 17·12·06 原第 6 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18·01·27 原 第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18 06 0 30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19.03.05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19.06.22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19·07·31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19·09·28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19 09 28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19 11 11 30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19 · 12 · 14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日 付平成 20·04·03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20·05·29 原第 19 号, 平成 20 年8月22日付平成20·07·11原第28号,平成20年10月24日付平成20·10·10原第8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20·10·31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21· 01·28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21·10·30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21·12·16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22·05·26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23·04·08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23·04·21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23·10·07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23·12·13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発 第 1307054 号, 平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号, 平成 25 年 12 月 11 日付 原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年1月7日付原規規発第1601078号,平成28年3月3日付原規規発第1603034号,平 成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第 2002272 号, 令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号, 令和 2 年 7 月 17 日付原規 規発第 2007171 号, 令和 2 年 8 月 28 日付原規規発第 2008283 号, 令和 2 年 10 月 30 日

付原規規発第 2010305 号及び令和 4 年 5 月 11 日付原規規発第 2205116 号で変更認可を 受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を,別添の柏崎刈羽原子力発 電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし,下線は含 まない。)。

2. 変更の理由

(1) 本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴う変更

原子力防災態勢を発令した場合における、本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴い、「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」について変更する。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 本規定施行の際, 規定の適用については, 附則(令和2年10月30日 原規規発 第2010305号)で定めるところによる。

以上

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前		備考
及 火 HI	及	νπ ² 7
添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)	添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)	本社対策本部の 体制及び役割の 見直しに伴う変 更
(中略)	(中略)	X
イ、原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。 (ア)原子力運営管理部長は速やかに社長に製告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。 (イ)社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部を設置としてその職務を行うる。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の書本部長がその職務を行うる。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社(全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう)での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部は、原子力防炎組織に適用すべき必要要件を定めた体制を対策が、対策が、大事対策を行う信用班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・適果評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う依然と、関係官庁への通報連絡をを行う宣行連絡を、製造機関対応等を行う通代、発電所の地地域対応の支援等を行う通知を影響を開かる。 著画所の地地地域対応の支援等を行う通知を原理を特別を開発して、大きに対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対し、対策を対して、対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	イ、原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。 (ア)原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。 (イ)社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部設置し、本社対策本部最近がその職務を行うう。社長が不在の場合は、あらかじめたた順位に従い、本社対策本部の副本部良がその職務を代行する。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社(全社とは、東京重力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう)での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部とした指揮命令系統を明確にし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は、復旧総括、計画・情報総括、対外定総括、総務総括、支援総括及び避難支援総括。を配置し、発電所の復旧が経験する。本社対策本部内での情報表情等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う侵央班、市庁への情報提供等を行う官庁連絡取、報道機関対応等を行う広報班、通信連絡設備の復日・確保の支援等を行う官行生が、発電所の復旧活動に必要な意機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援製設等を行う支援受人調整班、他の原子力事業者からの支援受人調整等を行う電力支援受人班及び自治体の財護活動の支援等を行う避難支援班で構成する。	

変更後	備考
附 則	本社対策本部の
附則(<u>令和 年 月 日 原規規発第 号</u>)	体制及び役割の 見直しに伴う変
	更
この規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
2. 本規定施行の際,規定の適用については、附則(令和2年10月30日 原規規発第2010305号)で定 めるところによる。	
附則(令和2年10月30日 原規規発第2010305号)	
(中略)	
2. 本規定施行の際,各原子炉施設に係る規定については,各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお,第12条(運転員等の確保),第17条(火災発生時の体制の整備),第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備),第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備),第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備),第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備),第17条の6(資機材等の整備),第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)及び第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
(省略)	
	附則(金和 年 月 日 原規規発第 号) (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 本規定施行の際、規定の適用については、附則(令和2年10月30日 原規規発第2010305号)で定めるところによる。 附則(令和2年10月30日 原規規発第2010305号) (中略) 2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお、第12条(運転員等の確保)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)、第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の6(資機材等の整備)、第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)及び第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。